

## 生活保護事務に係る諸問題について

### I 生活保護費の紛失について

生活福祉課において、生活保護受給者に直接手渡す現金支給用等として同課内の金庫に保管していた保護費のうち、11件約200万円が紛失した事案について、発覚時から現時点までの状況を報告します。

#### 1. 発覚までの経緯

令和元年8月21日(水)に、ケースワーカーの一人が近くに予定する受給者への支給のため、先だってお金を出し金庫に保管していた11万5450円がなくなっていることに気づき、上司に報告。

上司が他にも保管金の紛失がないかを他のケースワーカーに確認したところ、翌日22日(木)午前中までに、11件、総額2,037,115円が紛失していることが確認された。

#### 2. 金庫の管理状況(発覚当時)

金庫はロックナンバー方式で、ナンバーは特定の職員のみが管理を行っているが、ナンバーを管理する職員が始業時に開錠し、終業時に鍵をかけるという運用を行っていた。

ケースワーカーが、現金支給分等を金庫へ保管、金庫から引き出す場合は、必ず近くの職員(管理職または庶務係)に声をかけてからの開閉を励行していた。

#### 3. 事案に対する対応

##### (1) 受給者への対応

紛失により受給者の生活に支障がないように、個別に連絡を取り、市から自宅等へお届けする。

##### (2) 警察への協力

盗難事案の可能性が高いことから、警察による捜査への協力を行っている。

##### (3) 再発防止等について

- ・再発防止に向け、当面は、現金保管を極力避けるとともに、金庫の開閉を行う金庫管理者1名を決め、ケースワーカーが自由に開閉できないよう管理体制を改めた。
- ・夜間、休日に金庫に保護費等が残らないよう、金庫で保管する現金は、毎日終業前に市金庫へ預けることとした。
- ・再発防止に向けた最善策について、ケースワーカーはじめ本課職員からの意見を聞いているところ。
- ・現金支給の体制について、根本的な見直しについて検討を行っていく。

## II 生活保護ケース記録の虚偽記載について

### 1 概要

生活保護受給者の方から、公文書公開請求により取得したご本人のケース記録を確認され、過去の訪問日等に事実と反する記載があるとお申し出を受け、市で調査を行ったところ、担当ケースワーカーが当該受給者のケース記録の一部を虚偽記載していたことが判明しました。

虚偽記載の判明までの経過と、そのことに関連した当該受給者からの申立てに対するそれぞれの所管課の対応等につきまして、次のとおり報告します。

なお、本件の虚偽記載による生活保護費受給額の過誤はありませんでした。

### 2 虚偽記載の内容

ケース記録では、平成29年4月、平成30年2月に家庭訪問し、「留守。連絡票を投函」との記録があったが、実際には訪問していなかったもの。

また、平成29年8月に家庭訪問し、面談した旨の記録があったが、実際には訪問していなかったもの。

### 3 申立てと市の対応内容

#### ① 平成30年5月

- ・当該受給者より、生活福祉課ケースワーカーの担当ケースについて訪問状況等を記録するケース記録（本人分）の公文書公開請求が行われ、開示された。
- ・開示されたケース記録を見て、訪問事実が違うことを主張。生活福祉課において、同年末にかけて担当ケースワーカー2名に複数回事実確認を行ったが、同ケースワーカーから虚偽記載を認めることはなかった。

#### ② 平成30年6月

- ・当該受給者より、明石市行政オンブズマンに対して、ケース記録の虚偽記載等について苦情申立てのしるしをとられた。

#### ③ 平成30年8月

- ・明石市行政オンブズマンが、当該受給者に対して、苦情調査結果通知書を送付（ケース記録の虚偽記載については、当該受給者と生活福祉課の主張が異なっているため、記録に関する事実の確定には相当な時間を要し、簡易迅速な処理というオンブズマン制度の目的に合致しないため、調査しないこととした）。

#### ④ 平成31年1月～令和元年6月

- ・当該受給者より、総務局に事実解明について相談。総務局で調査を実施。
- ・総務局による関係職員への聞き取りの結果、平成29年度に担当であったケースワーカー（平成30年3月末退職）が事実のない訪問を記録していたことを認める。それ以前に担当していた別のケースワーカーの記録については、記載の真偽を確定することはできなかった。
- ・総務局より上記調査結果を当該受給者に報告。

#### ⑤ 令和元年7月

- ・生活福祉課長等から直接謝罪をするとともに、退職したケースワーカーも直接お会いして謝罪したい旨を伝えたところ、「今回の件はこれで終わりにしたい」との了承を得る。

⑥ 令和元年 8 月

- ・当該受給者が市民相談室に来庁。本年 7 月末から市のホームページで掲載されているオンブズマンの調査結果概要について、申し立てていた、担当者が 5 年間、自宅を訪問しなかった旨の記載等がないことから、修正を求める申立て書が提出された。

⑦ 令和元年 8 月～ 9 月

- ・オンブズマン会議を開催。当該受給者からの申し出について対応を協議。
- ・オンブズマンとしては、調査の際に担当職員からの説明に不十分な点があり、後に業務の不備が判明したことから、本事例についてのみ理由を付してホームページ掲載を中止することが望ましいとの判断がなされた。
- ・オンブズマンの指示にしたがって、市ホームページから本事案に関する調査結果を削除した（9 月 10 日）。

4 今後の対応

- ・訪問記録に虚偽記載がないか、全ケースワーカーに周知徹底を図っているほか、ケースワーカーの訪問行動を係ごとで一元管理するなど、再発防止に努めています。
- ・事実関係を確認したうえで、関係職員の処分を行うとともに、生活福祉行政に係る業務管理体制の見直しに向けた検討を行います。